

## 警備業務委託契約書(案)

委託業務の名称	福島県宮下土木事務所警備業務委託
委託業務の内容	別紙仕様書(案)のとおり
委託料の額	金〇〇〇〇〇〇〇円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇〇〇〇〇円)
契約保証金	金〇〇〇〇〇〇〇円

上記の業務について、委託者 福島県と、受託者 〇〇〇〇〇 は、次の条項に定めるところにより、福島県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成18年福島県条例第70号)第3号の規定に基づく契約を締結する。

### (業務の履行)

第1条 受託者は、委託者又は委託者の指定する係員の指揮監督のもと、誠実にこの業務を履行しなければならない。

### (契約期間)

第2条 この契約の契約期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までとする。ただし、契約日の属する年度の翌年度以降この契約に係る予算の減額または削除があった場合、委託者はこの契約を解除できるものとする。

2 前項ただし書きの場合において、委託者はこれによって生じた受託者の損害については、その責めを負わない。

### (業務の仕様等)

第3条 受託者は、別紙仕様書(案)に基づき、前条に定める期間中、頭書の金額をもって頭書の業務を実施するものとする。

2 仕様書に明示されていないもので必要軽微なものについては、受託者は、委託者の指示に従うものとする。

### (業務に係る機器及び配線等の設置及び撤去)

第4条 受託者は、委託業務を開始するに当たり、必要な機器及び配線等を設置する場合は、別紙仕様書(案)によるものとし、設置が完了したときは、速やかに書面により委託者に報告しなければならない。

2 受託者は、契約期間の終了、契約の解除、または契約の変更等により、設置した機器及び配線等を撤去する必要がある場合は、別紙仕様書(案)によるものとし、撤去が完了したときは、速やかに書面により委託者に報告しなければならない。

3 第1項及び第2項にかかる経費は、受託者の負担とする。

### (検査)

第5条 委託者は、前条の報告書を受領したときは、速やかに受託者に立会を求めて業務の履行について確認を行わなければならない。

2 前項の検査の結果不合格となり、業務の補正を命ぜられたときは、受託者は遅滞なく当該補正を行うものとし、これに要する経費は受託者の負担とする。

3 受託者は、前項の規定により命ぜられた補正を完了したときは、委託者に補正完了の届けを提出して検査を受けなければならない。この場合の再検査の期日については、第1項の規定を準用する。

### (月ごとの報告義務)

第6条 受託者は、月ごとの業務遂行の状況を取りまとめて、業務報告書により翌月10日まで(ただし、10日が別紙仕様書(案)の別紙2「警備業務細目」(1)に定める休日等に当

たる場合は、その翌日以降の別紙仕様書（案）の別紙2「警備業務細目」（1）に定める平日に当たる最初の日まで）委託者に書面により報告するものとする。

（業務報告書の確認）

第7条 委託者は、前条の報告書を受領したときは、10日以内に業務の履行について確認を行わなければならない。

2 前項の確認の結果、業務の補正が必要となった場合は、委託者と受託者が協議して当該補正を行うものとし、これにより契約の変更等が必要な場合は、第14条によるものとする。

3 委託者は、確認をしたときは、速やかにその結果を書面により受託者に通知するものとする。

（委託料の請求及び支払い）

第8条 受託者は、前条第1項により適切に業務を遂行したと認められたときは、速やかに適法な請求書により委託料の支払いを委託者に請求する。

2 委託者は、前項の規定による支払請求書を受領した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

3 月ごとの委託料の支払額は別表のとおりとする。

（遅延利息）

第9条 委託者は、正当な理由なく前条第2項の期間内に前条第3項に定める月ごとの委託料の全部又は一部を支払うことができないときは、期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じて、当該未払代金に対し年【契約日に告示されている政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に定める遅延利息の率】で計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）を支払うものとする。

（損害負担）

第10条 業務の実施に関し、受託者の責めに帰すべき理由により発生した損害（第三者に与えた損害を含む。）のため必要を生じた経費は、身体上の損害及び財物上の損害併せて1件の事故につき10億円を限度として受託者の負担とする。

（委託者の免責事項）

第11条 警備員（別紙仕様書（案）本文の2「業務内容」（2）に定めるものをいう。）の警備任務中における身体上の事故については、委託者は、一切その責任を負わないものとする。

（受託者の免責事項）

第12条 受託者は、次の各号に起因する事故については、損害又は補償の責を負わない。

一 建造物、施設、又は物品自体の瑕疵若しくは委託者の管理上の瑕疵に基づくとき。

二 天災地変、暴動、日本電信電話株式会社回線等の不通、その他不可抗力により、受託者が警備を実施することが不可能になったとき。

三 警備対象物件（別紙仕様書（案）本文の4「警備対象物件（箇所）」に定めるものをいう。）に設置した機器について、委託者又は委託者の職員若しくは委託者の関係者が、受託者と協議することなく、移転、変更、撤去あるいは加工等をしたとき。

四 委託者の職員、出入業者の故意又は過失に基づくとき。

（委託者の解除権）

第13条 委託者は、次の各号の一に該当するときは、いつでも契約の全部又は一部を解除することができる。

一 受託者が解除を申し出たとき。

二 受託者又はその代理人若しくは担当者等に不正の行為があったとき。

三 受託者が第15条の規定に違反したとき。

四 前各号の一に該当する場合を除くほか、この契約に違反し、その違反によって契約の目的を達成することができないと委託者が認めたとき。

五 受託者が次のいずれかに該当するとき。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者(福島県暴力団排除条例施行規則(平成23年福島県公安委員会規則第5号)第4条各号に該当する者)に契約代金債権を譲渡したとき。

イ 受託者(受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

(ア) 役員等(受託者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この細分において同じ。)が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

(イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

(ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

(オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(カ) 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が(ア)から(オ)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(キ) 受託者が、(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合((カ)に該当する場合を除く。)に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第13条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受託者は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を委託者に納付しなければならない。また、契約解除により委託者に損害を及ぼしたときは、委託者が算定する損害額を受託者は委託者に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等受託者の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない

一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除されたとき。

二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法

律第 225 号) の規定により選任された再生債務者等

- 3 委託者は、第 1 項に定めるもののほか、この契約を必要としない事由が生じたときには、受託者に対し、30 日前までに書面にて解約の通知をした上で、契約を解除することができる。

(契約の変更等)

第 14 条 委託者は、必要があるときは、この契約の内容を変更し、又は一時中止させ、若しくはこれを打ち切らせることができる。この場合において、契約金額を変更する必要があるときは、委託者と受託者が協議してこれを定めるものとする。

- 2 前項の場合において、受託者が損害を受けたときは、委託者は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第 15 条 受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務をいかなる方法をもってするかを問わず、譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

(再委託等の禁止)

第 16 条 受託者は、委託業務の全部又は一部を他に委託し、あるいは請け負わせてはならない。ただし、書面によりあらかじめ委託者の承諾を得たときはこの限りでない。

(談合による損害賠償)

第 17 条 委託者は、受託者が次の各号の一に該当するときは、第 13 条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を請求し、受託者はこれを納付しなければならない。ただし、次の各号の一から四までのうち命令又は審決の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売に当たる場合その他委託者が特に認める場合はこの限りではない。

- 一 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして、独占禁止法第 49 条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- 二 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして、独占禁止法第 62 条第 1 項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- 三 受託者（受託者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定による刑が確定したとき

- 2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、委託者が受けた損害額が、前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、委託者はその超過分に対して賠償を請求することができるものとし、受託者はこれに応じなければならない。

(遅延利息等の相殺)

第 18 条 この契約に基づく遅延利息、違約金又は賠償金として、委託者が受託者から徴収すべき金額があるときは、委託者はこれを契約代金と相殺し、なお不足を生ずるときは更に追徴することができる。

- 2 委託者は、この契約に基づき委託者が受託者に対して有する遅延利息、違約金及び賠償金にかかる債権につき、その保全上必要があるときは、受託者に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

- 3 委託者は、受託者が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の応答、報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。

(秘密の保持)

第 19 条 受託者（受託者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人を含む。）は業務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。この契約終了後も同様とする。

(代表者変更の届出)

第 20 条 受託者は、代表者に変更があつたときは、遅滞なく代表者変更に係る登記簿謄本、その他のこれを証する書面を添えて委託者に届け出なければならない。

(契約外の事項)

第 21 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じて、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

(個人情報保護)

第 22 条 受託者は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(紛争の解決方法)

第 23 条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、委託者の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

上記の契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 7 年 4 月 1 日

委託者 福島県会津若松市追手町 7 番 5 号  
福島県  
福島県会津若松建設事務所長 ○○ ○○

受託者 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○  
○○ ○○

別記（契約書（案）第22条関係）

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 受託者は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2 受託者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 受託者は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

（収集の制限）

第3 受託者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第4 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（安全管理措置）

第5 受託者は、委託者より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（複写・複製の禁止）

第6 受託者は、委託者の承諾があるときを除き、業務を行うために委託者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（作業場所の指定等）

第7 受託者は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、委託者の指定する場所で行わなければならない。

2 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

（資料等の返還等）

第8 受託者は、業務を行うために委託者から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに委託者に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、委託者が別に指示したときは、この限りでない。

2 受託者は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 受託者は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を委託者に提出し、確認を受けなければならない。

（事故発生時における報告等）

第9 受託者は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告しなけ

ればならない。

- 2 受託者は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について委託者の指示に従うものとする。  
(調査監督等)

第 10 委託者は、受託者における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は受託者に対して必要な報告を求めるなど、受託者の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

- 2 受託者は、前項における報告について、委託者が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。  
(指示)

第 11 委託者は、受託者が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。  
(再委託の禁止)

第 12 受託者は、委託者の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下次項において同じ。）に委託してはならない。

- 2 受託者は、委託者の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により受託者が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。  
(労働者派遣契約)

第 13 受託者は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。  
(損害賠償)

第 14 受託者又は受託者の従事者（受託者の再委託先及び受託者の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、受託者はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の場合において、委託者が受託者に代わって第三者の損害を賠償した場合には、受託者は遅滞なく委託者の求償に応じなければならない。  
(契約解除)

第 15 業務に関する個人情報について、受託者による取扱いが著しく不適切であると委託者が認めたときは、委託者はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書（案）本文の定めるところによる。

